

本市所管施設の臨時休館等の取扱いなどについて

令和2年3月25日に改訂した「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、4月12日までの間、広島平和記念資料館など本市所管施設の一部を臨時休館等（全面休館及び一部閉鎖をいう。以下同じ。）とするなどの措置を講じている。

この度、当該基本方針の運用期限を令和2年5月17日まで延長すること等を踏まえ、本市所管施設の臨時休館等の取扱いなどについては、下記のとおりとする。

記

1 本市所管施設の臨時休館等の取扱い

本市所管施設の臨時休館等の期間を令和2年5月17日まで延長する。

2 本市所管施設での市民等の主催イベント等の中止に伴う施設利用料の全額返還等の期間延長

新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、市民等が本市所管施設でのイベント等を中止した場合は、既納の施設利用料は全額返還し、未納であるときは、キャンセル料を徴収しないこととする取扱いの対象期間については、次のとおり延長する。

現 行	延 長 後
令和2年2月1日から <u>同年4月12日まで</u> の間の利用分	令和2年2月1日から <u>同年5月17日まで</u> の間の利用分
※ <u>令和2年4月12日以前</u> から引き続き同日後も利用する場合は、同日後の利用に係る施設利用料についても、返還対象とする。	※ <u>令和2年5月17日以前</u> から引き続き同日後も利用する場合は、同日後の利用に係る施設利用料についても、返還対象とする。

なお、既納の施設利用料の返還等に当たっては、各施設に係る条例・規則等に基づき適切に事務処理を行うこと。

3 庁内会議の開催に関する取扱い

令和2年3月11日に決定した「庁内会議の開催に関する取扱いについて」（会議の目的に応じて、開催の要否等（中止、延期、書面審議等又は開催）を判断）の運用期限を同年5月17日まで延長する。